

民間賃貸住宅情報の提供について

(高齢者等世帯住宅情報ネットワーク)

板橋区では、高齢者等世帯に対して、東京都宅地建物取引業協会第九ブロック及び全日本不動産協会東京都本部城北支部の協力により、民間賃貸住宅の情報を提供しています。

1 この制度を利用できる世帯

- (1) 高齢者（60歳以上の方のみで構成される世帯）
- (2) 障がい者（身体障害者手帳4級以上又は精神障害者保健福祉手帳3級以上又は愛の手帳4度以上の方を含む世帯）
- (3) ひとり親（18歳未満の児童と父又は母のみの世帯）
- (4) 多子（同居親族に18歳未満の児童が3人以上いる世帯）

※ 生活保護受給中の方は、あらかじめ担当職員にご相談ください。

2 この制度を利用する場合の資格要件

- (1) 現在、板橋区内に居住していること
- (2) 自立して日常生活が営めること
- (3) 家賃を支払うことができること
- (4) 緊急連絡先があること

3 提供方法

協力団体による情報の提供は、後日郵送又はファクスで行います。

情報提供を希望される方は、板橋区役所住宅政策課までお電話いただくか、情報提供依頼書を窓口へご提出ください。

※ この制度は、住宅のあっせんではなく情報の提供ですので、次の点にお気をつけください。

・2週間を目処にお探ししますが、ご希望にあった物件がなく、不動産店からの情報提供がなかった場合は、特にご連絡はいたしませんのでご了承ください。

情報提供期限 月 日 を過ぎても情報の提供がなかった場合、

再度希望される方は、条件（地域・家賃等）の変更を検討した上でご連絡をお願いします。

・賃貸借契約に関しては、利用者本人がご自身で行っていただきます。そのため契約上の責任は一切負いかねます。

◇問合せ先

板橋区 都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係（北館5階 ⑭番窓口）

◇所在地 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

TEL 3579-2186

2023.4